

## 遊戯施設の運行管理の実施状況について

### 1. 調査の概要

- ① 調査対象： 建築基準法に定める遊戯施設を設置する遊園地等
- ② 調査内容： 「遊戯施設の安全な運行管理の徹底について」（平成23 年1 月31 日付第4939 号）を踏まえた対応について

### 2. 調査の結果

#### ①運行管理規程について

遊戯施設（1,963施設<sup>※</sup>）のうち、乗客が落下しないためのシートベルト、安全バー、ハーネス、膝押さえ等を設置している遊戯施設（926施設）における対応状況は以下のとおり。

※休止中の施設（75施設）を除く。

	遊戯施設	
		マッドマウス、 コースター
合計	1,963	248
乗客が落下しないためのシートベルト等の設備があるもの	926 (100%)	243 (100%)
運行管理規程あり	902 (97.4%)	241 (99.2%)
装着確認を規定	782 (84.4%)	215 (88.5%)
具体的方法あり	471 (50.9%)	130 (53.5%)
具体的方法なし・規程見直し予定	311 (33.5%)	85 (35.0%)
具体的方法なし・規程見直し予定なし	0 (0.0%)	0 (0.0%)
装着確認の規定なし	120 (12.9%)	26 (10.7%)
規程見直し予定	119 (12.8%)	26 (10.7%)
規程見直し予定なし	1 <sup>※1</sup> (0.1%)	0 (0.0%)
運行管理規程なし	24 (2.6%)	2 (0.8%)
規程策定予定	22 (2.4%)	2 (0.8%)
規程策定予定なし	2 <sup>※2</sup> (0.2%)	0 (0.0%)

※1：メリーゴーラウンド

※2：メリーゴーラウンド、サイクルモノレール

## ②シートベルト等の設備が正しく装着されていることの確認方法

①において、運行管理規程に装着確認を規定している 782 施設のうち、震災の影響により詳細の装着方法の報告を得られなかったもの 8 施設を除く、774 施設における確認方法は次のとおり。

### 遊戯施設

	シートベルト等が確実に装着されていなければ発車できないようにする装置	確実に装着されていることをランプの点灯等により機械的に確認	従業員が安全装置を装着	すべての器具を押さえるまたは引っ張る等により確認	一つ一つを目視で確認	その他	合計
	93						93
①ハーネス		2	12	37	0	2	53
②安全バー・膝押さえ等でラチェット等によりロックされるもの		6	109	143	26	2	286
③シートベルト、チェーン		5	143	123	71	0	342
合計	93	13	264	303	97	4	774

### うちマッドマウス、コースター

	シートベルト等が確実に装着されていなければ発車できないようにする装置	確実に装着されていることをランプの点灯等により機械的に確認	従業員が安全装置を装着	すべての器具を押さえるまたは引っ張る等により確認	一つ一つを目視で確認	その他	合計
	25						25
① ハーネス		1	5	29	0	0	35
②安全バー・膝押さえ等でラチェット等によりロックされるもの		2	39	61	7	2	111
③シートベルト、チェーン		0	22	16	4	0	42
合計	25	3	66	106	11	2	213

### ③事故・不具合について

平成 20 年 4 月 1 日以降に当該遊戯施設で発生した事故・不具合として報告されたものは次のとおり。

	遊戯施設	
		マッドマウス、 コースター
合計	2,038 (100%)	258 (100%)
平成 20 年 4 月 1 日以降に事故・不具合の発生したもの	215 (10.6%)	67 (26.0%)
うち、利用者の人身事故を含むもの	53 ( 2.6%)	18 ( 7.0%)
うち、シートベルト等のあるもので設備の不備による客席からの落下事故であるもの	1* ( 0.0%)	1* ( 0.4%)

※客席からの落下事故として報告されている 1 件は、平成 23 年 1 月 30 日の東京ドームシティにおけるもの。

### 3. 今後の予定

シートベルト等の設備が正しく装着されていることの確認方法について運行管理規程に具体的方法が定められておらず、見直しの予定もない施設については特定行政庁を通じ指導を行うとともに、次の事項について、さらに調査を継続して行うこととする。

- ・ 調査時点で規程の見直し予定とされている施設について見直し結果の確認
- ・ 休園等により具体的な確認方法について報告を受けていない遊戯施設についての調査の確定